

令和5年度 前期選抜入学者募集要項

福島県立修明高等学校

〒963-6131

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居 63 番地

電話 (0247)33-3214 FAX (0247)33-7943

1 募集定員

課程	学 科		募集定員	特色選抜入学者募集定員率
全日制	文 理 科		40	募集定員の 15 %程度
	農業に関する学科	生 産 流 通 科	40	募集定員の 15 %程度
		食 品 科 学 科	40	募集定員の 15 %程度
		地 域 資 源 科	40	募集定員の 15 %程度
	商業に関する学科	情報ビジネス科	40	募集定員の 15 %程度

2 出願資格

(1) 一般選抜においては、次の①又は②に該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 特色選抜においては、上記の①又は②に該当し、かつ 8 (1) に示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 通学区域

すべての学科の通学区域は県下一円とする。

4 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、下記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を超えて出願する者については、下記6に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

① 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

5 出願手続き

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 受付場所

本校事務室

(3) 併願について

- ① 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- ② 特色選抜での出願は、1小学科とし、第二志望は認めない。
- ③ 一般選抜において、文理科及び商業に関する学科を志願する者については、第二志望を認めない。農業に関する学科の小学科間（生産流通科・食品科学科・地域資源科）については、第二志望を認める。

(4) 出願期間

令和 5 年 2 月 3 日（金）から 2 月 8 日（水）までとする。

受付時間は、**午前 9 時から午後 4 時まで**とし、出願最終日は**午前 9 時から正午まで**とする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形 3 号、宛名明記）を同封の上、**令和 5 年 2 月 8 日（水）正午までに必着**とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(5) 出願先変更

志願者は、**令和 5 年 2 月 9 日（木）から 2 月 13 日（月）までの期間内**で、1 回に限り、出願先、出願した選抜及び第二志望を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ① 同一高等学校内で出願先、出願した選抜及び第二志望を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期 3 号の 1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

ア 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期 3 号の 2）を在学（出身）中学校長を通して出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

イ 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期 4 号の 1 及び前期 4 号の 2）を交付する。

ウ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和 5 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第 22 条

の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ③ 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- ④ 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ⑤ すでに交付を受けた受験票は返還する。

(6) 出願の取り消し

- ① 中学校卒業者及び卒業見込みの者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- ② 上記①以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- ③ 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込みの者

- ① 入学願書（様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）

入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

- ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除することがあるので問い合わせること。

なお、提出期間は**令和 5 年 2 月 14 日（火）から 2 月 15 日（水）まで**とする。受付時間は、**午前 9 時から午後 4 時まで**とする。

- ③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号により、本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ④ 受験票用紙（様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- ⑥ 前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1により、当該中学校長が作成したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）

- ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ③ 健康診断書（令和 5 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者は、提出を免除することがあるので問い合わせること。

- ④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ⑤ 受験票用紙（上記(1)④に同じ）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（上記(1)⑤に同じ）

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一５号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で３０日以上とするが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が１年間で３０日以上の場合提出できるが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、404 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形３号、宛名明記）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通３号）を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和５年２月１４日（火）から２月１５日（水）まで**とする。
郵送の場合には、**２月１５日（水）の消印有効**とする。
持参の場合の受付時間は、**午前９時から午後４時まで**とする。

8 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

① 選抜方法

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査（Ａ型は作文、Ｂ型は実技）の結果を併せて資料として、下記の「**志願してほしい生徒像**」を踏まえた上で、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願してほしい生徒像

本校では、幅広い教養と高い専門性や豊かな人間性を身に付け、地域創生を担う人材の育成を目指している。

文理科

大学等への進学を目指した教育課程に対応できる基礎学力を身に付けた、学習意欲の高い次のような生徒を求める。本学科では２年次から文系コースと理系コースに分かれて学習する。

Ａ型（学 業）：本校（学科）への志望理由が明確で、学業、人物共に優れている者

生産流通科

農畜産物の栽培・飼育、流通等に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする次のような生徒を求める。

Ａ型（学 業）：本校（学科）への志望理由が明確で、学業、人物共に優れている者

Ｂ型（部活動）：本校のホッケー部、自転車競技部、野球部のいずれかにおいて強い意志を持って３年間継続して活動することのできる者

食品科学科

農畜産物の加工・貯蔵等に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする次のような生徒を求める。

Ａ型（学 業）：本校（学科）への志望理由が明確で、学業、人物共に優れている者

Ｂ型（部活動）：本校のホッケー部、自転車競技部、野球部のいずれかにおいて強い意志を持って３年間継続して活動することのできる者

地域資源科

地域資源や特産物の活用・理解等に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする次のような生徒を求める。

A型（学 業）：本校（学科）への志望理由が明確で、学業、人物共に優れている者

B型（部活動）：本校のホッケー部、自転車競技部、野球部のいずれかにおいて強い意志を持って 3 年間継続して活動することのできる者

情報ビジネス科

コンピュータやネットワーク、会計、マーケティング及び流通の仕組みに興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする次のような生徒を求める。本学科では、1 年次の共通履修をふまえ、2 年次からエリアマネジメントコースと情報マネジメントコースに分かれて学習する。

A型（学 業）：本校（学科）への志望理由が明確で、学業、人物共に優れている者

B型（部活動）：本校のホッケー部、自転車競技部、野球部のいずれかにおいて強い意志を持って 3 年間継続して活動することのできる者

② 選抜資料

ア 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の 5 教科とし、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

イ 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とし、「特別活動の記録」は 65 点満点として、合計 200 点満点とする。

ウ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、点数化し、25 点満点とする。

エ 特色検査

A 型については、作文を実施する。検査時間は 50 分とする。あるテーマについて、800 字以内で自分の意見をまとめる。作文については、点数化し、25 点満点とする。

B 型については、実技を実施する。実技については、点数化し、25 点満点とする。

オ 特色選抜志願理由書

当該学科への志望動機及び、将来への抱負、本校で特に取り組みたいこと等について本人が記入する。点数化はしない。

カ 全体の満点は 500 点とする。

(2) 一般選抜

① 選抜方法

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

② 選抜資料

ア 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の 5 教科とし、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

イ 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

ウ 一般面接

集団面接を実施する。面接については、段階評価とする。

特色選抜との併願をする受験生についても一般面接を実施する。

- エ 学力検査と調査書の成績の比重
同等とする。

9 学力検査・面接の日時等

(1) 学力検査・一般面接

① 日 時 令和 5 年 3 月 3 日 (金)

受 付 午前8時 ～ 午前8時30分
学力検査 午前9時 ～ 午後3時10分
一般面接 午後3時35分 ～

② 日 程

8:00	8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:35～
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸連絡	一般 面接
		(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(25分)	

③ 会 場 本校

④ 当日は、受験票、上履き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（角度が測れるものや3辺の比が記入してある三角定規は使用できない）を持参する。

ただし、下敷、分度器及び計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の情報通信機器類の持ち込みは認めない。

⑤ 当日の一般面接終了予定時間等については、前日までに在学（出身）中学校長に連絡をする。

(2) 特色面接・特色検査

① 日 時 令和 5 年 3 月 6 日 (月)

受 付 午前8時 ～ 午前8時30分
開 始 午前9時 ～

② 会 場 本校

③ 内 容

ア 特色面接

イ 特色検査（A型：作文、B型：実技）

④ 当日は、受験票、上履き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム及びB型での志願者は、実技のための運動着、体育館シューズ等を持参すること。

ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の情報通信機器類の持ち込みは認めない。

⑤ 当日の特色検査終了予定時間等については、前日の学力検査終了後に受験者に伝える。

10 合格者発表

- 令和 5 年 3 月 15 日 (水) 正午以降に本校で発表する。
- 合格者に対して、受験票と引き替えに「合格通知書」を交付する。
- 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

11 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。

(1) 日時・日程・会場

① 日 時 令和 5 年 3 月 9 日 (木)

受付 午前8時15分～午前8時30分

学力検査 午前9時～午後2時45分

一般面接 午後3時～

特色検査 特色面接、作文、実技は一般面接が終了次第行う。

※ 学力検査を受験しない志願者の受付は、**午後2時15分から午後2時30分まで**とする。

ただし、学力検査対象者がいない場合は日程が変更になる場合もある。

② 日 程

8:15	8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:00～	
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸連絡	一般面接 特色面接	特色 検査
(50分)		(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)		

③ 会 場 本校

(2) 手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（様式共通14号）に医師の診断書を添付し、**令和5年3月7日（火）午後4時まで**に本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（様式共通14号）の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、**令和5年3月7日（火）午後4時まで**に本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

- ① 追検査当日の詳細な日程については、追検査受験の手続き終了後に在学（出身）中学校長に連絡する。
- ② 令和5年3月3日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めるとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

12 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、前期選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（様式特例5号）を**令和5年3月7日（火）午後4時まで**に本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
- (2) 前期選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程」に出願することができる。
- (3) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (4) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) 上記以外の事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (6) 前期選抜について不明な点がある場合は、本校に問い合わせること。